

○指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領

〔昭和57年10月 1 日付〕

〔57蚕糖第931号（経）〕

最終改正 平成31年 1 月31日付30農畜機第6058号

（総則）

第1条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月 2 日付農林水産省指令 15 生産第 4153 号）の規定により、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買に当たり独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が提供を受ける担保の取扱いについては、指定糖売買要領（昭和 40 年 12 月 25 日付 40 糖安第 143 号（輸））、国内産異性化糖売買要領（昭和 57 年 9 月 28 日付 57 蚕糖第 912 号（輸））、輸入異性化糖等売買要領（平成 2 年 5 月 23 日付 2 蚕糖第 506 号（輸））、輸出用異性化糖売買要領（昭和 59 年 8 月 1 日付 59 蚕糖第 756 号（輸））、輸入加糖調製品売買要領（平成 30 年 12 月 30 日付 30 農畜機第 5221 号）及び指定でん粉等売買要領（平成 19 年 4 月 25 日付 18 農畜機第 4747 号）（以下「売買要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（担保の種類）

第2条 担保の種類は、次のとおりとする。

- （1）金銭
- （2）金融機関が保証する保証書（以下「保証書」という。）
- （3）損害保険会社が保証する法令保証証券（以下「保証証券」という。）
- （4）利付国債及び地方債並びに利付金融債（社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定により、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる振替債に限る。以下「国債等」という。）

2 前項の金融機関及び損害保険会社は、普通銀行、信託銀行、信用金庫及び農林中央金庫並びに保険業法（平成 7 年法律第 105 号）による損害保険会社とする。

（担保の額）

第3条 前条第1項各号に定める担保の額は、次のとおりとする。

- （1）金銭

金銭の額は、特定の売買契約のために提供される担保（以下「特定担保」という。）にあっては、指定糖、異性化糖等（国内産異性化糖、輸入異性化糖等及び輸出用異性化糖をいう。以下同じ。）、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の買入れの対価と売戻しの対価との差額（以下「売買差額」という。）に相当する額とし、一定の期間において一定の限度額の範囲内での売買契約のために提供される担保（以下「根担保」という。）にあっては、当該金銭の担保期間内に存在する売買差額を担保できる限度額とする。

- （2）保証書

保証書に係る保証金額は、特定担保として提供される「保証書」（別紙第1号様式）にあつては、売買差額に相当する額、根担保として提供される「保証書」（別紙第2号様式）にあつては、当該保証書に定める期間内に存在する売買差額を保証できる限度額とし、延納金及び延滞金が生じた場合には、その相当額を保証金額に加算するものとする。

（3）保証証券

「保証証券」（別紙第3号様式）に係る保証金額は、特定担保として提供される場合にあつては、売買差額に相当する額、根担保として提供される場合にあつては、当該保証証券に定める期間内に存在する売買差額を保証できる限度額とし、延納金及び延滞金が生じた場合には、その相当額を保証金額に加算するものとする。

（4）国債等

ア 国債等の担保価額は、額面金額の8割（独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認める債券については、別に定める割合）とする。

イ 国債等の担保価額は、特定担保として提供される場合にあつては、売買差額に相当する額、根担保として提供される場合にあつては、当該国債等の担保期間内に存在する売買差額を担保できる限度額とする。

（コーンスターチ用輸入とうもろこしに係る担保額の特例措置）

第4条 指定でん粉等のうち、コーンスターチ用輸入とうもろこしについては、売買差額に相当する額に理事長が別に定める算定式に基づき算出した係数を乗じて得た額を担保額とする。

（担保の受入れ）

第5条 売買要領に基づき、機構に担保を提供する者（以下「担保提供者」という。）は、第2条第1項各号の担保を提供するに当たり、「担保提供書」（別紙第4号様式）を提出するものとする。

2 機構は、担保を受け入れた場合には、担保提供者に「担保預書」（別紙第5号様式上部）を交付するものとする。

3 第1項の「担保提供書」の提出及び前項の「担保預書」の交付は、次項第1号アによる預託の場合で、かつ、第8条に基づく売買差額への充当の申し出がある場合（指定糖売買要領第4条第5項第10号から第12号による条件付きの売渡し及び買戻しの申込み及び国内産異性化糖の売渡し及び買戻し申込みを除く。）には省略することができるものとする。

4 第2条第1項各号の担保の受入れは、次のとおりとする。

（1）金銭

ア 金融機関に預託する場合

担保提供者は、機構の指定する金融機関の担保金口座に金銭を振り込むとともに、振込受付書等の写しを機構に提出するものとする。ただし、機構があらかじめ入金確認を行ったものについては提出を省略することができる。

イ 機構に直接提供する場合

担保提供者は、金銭を持参又は郵送等により、機構に提供するものとする。

（2）保証書又は保証証券

担保提供者は、保証書又は保証証券を持参又は郵送等により、機構に提供するものとする。

(3) 国債等

担保提供者は、国債等を提供するときは、機構を質権者とし、機構の指定する金融機関の質権口座にこれを振り替えるとともに、振替依頼書の写しを提出するものとする。また、担保提供者は、「振替債担保明細書」(別紙第6号様式)を2部作成し、担保提供書及び担保預書の裏面にそれぞれ貼付割印し提出するものとする。

(担保の取扱い)

第6条 担保は、担保提供者が行う1件の売買契約につき、第2条第1項各号に定める担保の種類のうち一の種類で充足させるものとする。ただし、売買要領に規定する契約の変更に伴う担保の不足額に相当する担保を提供する場合はこの限りではないものとする。

2 担保提供者は、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品、コーンスターチ用輸入とうもろこし及びでん粉の品目ごとに担保を提供するものとする。ただし、指定糖とでん粉、国内産異性化糖とコーンスターチ用輸入とうもろこしについては、担保(根担保に限る。)を併用できるものとする。

3 根担保に係る担保の期間は、次のとおりとする。

(1) 担保提供書に記載する期間は、1年以下とする。

(2) 金銭及び国債等に係る根担保としての期間(以下、「根質期間」という。)

並びに保証書又は保証証券に係る保証期間の始期及び終期は、次のとおりとする。

ア 金銭

金銭の根質期間の始期は、機構が直接受理した日又は機構の指定する金融機関の担保金口座に入金があった日以降とし、終期は、担保提供者が指定する日とする。

イ 保証書又は保証証券

保証書又は保証証券の保証期間は、別紙第2号様式又は別紙第3号様式に記載された期間とする。

ウ 国債等

国債等の根質期間の始期は、機構の指定する金融機関の質権口座において当該振替債の額が記録された日以降とし、終期は、償還日当日から起算し1箇月前の日(当該日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日)までとする。

(3) 担保提供者は、現に提供している担保について、担保提供書に記載された期間が終了した後も引き続き提供しようとする場合には、新たに担保提供書を提出するものとする。

4 担保提供者の債務が残存している場合における根担保の変更は、金銭及び国債等から保証書又は保証証券への変更、保証書から保証証券への変更、保証証券から保証書及び保証証券への変更は認めないものとする。

(異動承認書等の取扱い)

第7条 担保提供者は、現に提供している保証証券の保証期間中に、保証金額の増減、保証期間の延長等の申し出を行う場合には、担保提供書に添えて、「法令保証異動承認書」(別紙第7号様式)を提出するものとする。

- 2 担保提供者は、売買契約の都度、「通知書（保証証券根保証用）」（別紙第 8 号様式）を機構に提出するものとする。
- 3 機構は、保証人から別紙第 3 号様式の法令保証基本約款第 3 条に基づく「法令保証（指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証）の解除についての通知書」（別紙第 9 号様式上部）が提出された場合には、保証人に「通知の受理証」（別紙第 9 号様式下部）を 1 部送付するとともに、担保提供者に受理年月日において、当該保証証券を担保とする新たな契約ができない旨を通知するものとする。

（金銭担保の売買差額への充当）

第 8 条 担保提供者が金銭を提供する場合であつて、あらかじめ売買要領に規定する売渡し及び買戻し申込書（以下「売渡・買戻申込書」という。）又は担保提供書に金銭を売買差額に充当する旨の申し出をしている場合には、機構は、輸入許可の日から起算し 7 日以内（異性化糖にあつては、異性化糖供給区分期間の終了日の翌日から 10 日以内）に、当該売買差額に相当する額を調整金に振り替えるものとする。

（国債等の利金の返還）

第 9 条

国債等の利金は、利払い時に担保提供者の指定する金融機関の口座に振り込むものとし、その源泉徴収事務は機構の指定する金融機関の定めるところによるものとする。

（担保の返還）

第 10 条 機構は、担保提供者の債務履行が完了した場合、売買要領に基づき契約が変更又は解除された場合、債務残高を充足する担保が別途提供された場合において、担保提供者から「担保預書」（第 5 条第 3 項の規定に基づき「担保預書」の交付が省略された担保については「担保返還請求書」（別紙第 10 号様式））が提出されたときは、担保の返還を行うものとする。

- 2 担保提供者は、機構から担保の返還を受けた場合（第 5 条第 3 項の規定に基づき「担保預書」の交付が省略された場合を除く。）は、「担保受領書」（別紙第 5 号様式下部）を提出するものとする。
- 3 第 2 条第 1 項各号の担保の返還は、次のとおりとする。

（1）金銭

機構は、担保提供者の指定する金融機関の口座へ金銭を振り込むことにより返還するものとする。

（2）保証書又は保証証券

機構は、保証書又は保証証券を直接又は郵送等により、担保提供者に返還するものとする。

（3）国債等

機構は、質権の解除を行うとともに、担保提供者の指定する金融機関の口座へ振り替えることにより返還するものとする。

（担保の処分）

第 11 条 第 2 条第 1 項各号の担保の処分は、次のとおりとする。

（1）金銭

機構は、あらかじめ売渡・買戻申込書又は担保提供書に担保金を売買差額に充当する旨の申し出がない場合で、担保提供者に確認の上、売買差額

が納期限までに納付されない場合には、売買要領に基づき、延滞なく、金銭を売買差額に充当するものとし、残額がある場合には、担保提供者に返還するものとする。なお、不足する場合には、機構は、当該不足額を担保提供者に請求し、担保提供者はこれを支払うものとする。

(2) 保証書又は保証証券

機構は、保証書又は保証証券が提供されている場合であって、売買要領に基づく督促状を発した日から10日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額及び延納金並びに延滞金が納付されない場合には、「保証債務履行請求書」(特定保証は別紙第11-1号様式、根保証は別紙第11-2様式)を保証金融機関又は損害保険会社に提示して、保証債務の履行を請求するものとする。

(3) 国債等

機構は、国債等が提供されている場合であって、売買要領に基づく督促状を発した日から10日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額及び延納金並びに延滞金が納付されない場合には、国債等を処分して得た額を充当するものとし、残額がある場合には、担保提供者に返還するものとする。なお、不足する場合には、機構は、当該不足額を担保提供者に請求し、担保提供者はこれを支払うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の担保取扱いに必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成19年9月30日までの間は、下表の旧様式は新様式として読み替えるものとする。

旧要領等の名称	旧様式	新様式
指定糖及び異性化糖等担保取扱要領	別表1様式	別紙第1号様式
同 上	別表2様式	別紙第2号様式
同 上	別表3様式	別紙第3号様式
同 上	別表4様式	別紙第4号様式
同 上	別表7様式	別紙第5号様式
指定糖及び異性化糖等売買に伴う国債等（振替債を除く）の担保取扱いについて	別表1様式	別紙第6号様式
指定糖及び異性化糖等売買に伴う振替債の担保取扱いについて	別表様式	別紙第7号様式
指定糖及び異性化糖等売買に伴う法令保証証券の取扱いについて	別表1様式	別紙第8号様式
同 上	別表3様式	別紙第9号様式
同 上	別表2様式	別紙第10号様式
・指定糖及び異性化糖等売買に伴う保証書の取扱いについて	別紙(1)	別紙第12-1号様式
・指定糖及び異性化糖等売買に伴う法令保証証券の取扱いについて	別紙(1)	
・指定糖及び異性化糖等売買に伴う保証書の取扱いについて	別紙(2)	別紙第12-2号様式
・指定糖及び異性化糖等売買に伴う法令保証証券の取扱いについて	別紙(2)	

- 3 改正前に提供され、機構が現に担保として保有している担保金、保証書、保証証券（異動承認書により延長等がある場合を含む。）及び国債等は、この要領に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領の改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 機構が担保として認める担保金、保証書、保証証券（異動承認書により延長等がある場合を含む。）及び国債等は、この要領に基づき提出されたものとみなす。

附 則（平成30年2月19日付29農畜機第5802号）

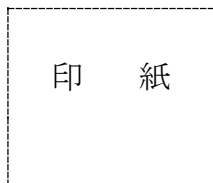
- 1 この要領は、平成30年2月19日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以降に提供される担保について適用するものとし、施行日前に提供された担保については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月21日付30農畜機第5221号）

- 1 この要領は、平成30年12月30日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以降に提供される担保について適用するものとし、施行日前に提供された担保については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行日前にT P P 1 1 協定の発効前における輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する取扱要領（平成30年10月31日付30農畜機第4246号）第6条第1項の規定により提出された「担保提供書」は施行日において第5条第1項の規定により提出された「担保提供書」とみなす。

附 則（平成 31 年 1 月 31 日付 30 農畜機第 6058 号）
この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

(別紙第1号様式)



保証人発信
(整理) 番号

保 証 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

連帯保証人 住 所

氏 名

(印)

債 務 者 住 所

氏 名

本連帯保証人は、債務者が、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書の規定に基づき、平成 年 月 日独立行政法人農畜産業振興機構に申込を行う下記1の指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約に基づく売買差額及び同売買差額に係る延納金並びに延滞金について、当該債務が消滅するまで、債務者と連帯して債務履行の責を負います。

記

1 種類、数量及び売買差額

受理番号又は 輸入申告番号	種 類	数 量	売 買 差 額

但し、業務方法書に基づき、申込後、数量、売買差額が変動することがあるものとする。

2 保証金額 金

但し、延納金及び延滞金が生じた場合は、その相当額を加算するものとする。

3 保証品目

指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉
(該当品目を○で囲むこと)

(別紙第2号様式)

印 紙

保証人発信
(整理) 番号

保 証 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

連帯保証人 住 所
氏 名 (印)
債 務 者 住 所
氏 名

本連帯保証人は、債務者が、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書の規定に基づき、下記1の期間内に独立行政法人農畜産業振興機構と締結する指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約、並びに根保証を担保として下記1の期間開始以前に締結し、かつ、同期間の始期に現に存する独立行政法人農畜産業振興機構と締結した指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約に基づく売買差額及び同売買差額に係る延納金並びに延滞金について、当該債務が消滅するまで、下記4に定める特約条項に従い、債務者と連帯して債務履行の責を負います。

記

- 1 期 間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 保証金額 金
- 3 保証品目 指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉
(該当品目を○で囲むこと)
- 4 特約条項
 - (1) 本連帯保証人は、本保証に係る主たる債務が、債務者、他の連帯保証人又は第三者の弁済にかかわらずなお残存する限り、その全額について、保証金額の限度に達するまで保証債務を履行します。
但し、延納金及び延滞金が生じた場合は、その相当額を加算するものとします。
 - (2) 本連帯保証人が、本保証に代り得る別途担保を提供したときは、本保証債務は消滅するものとし、本保証に係る主たる債務について、他に連帯保証人があるとき、その保証債務が免除された場合でも本保証債務には何等の影響を及ぼさないものとします。
 - (3) 本連帯保証人が、債務者と独立行政法人農畜産業振興機構との指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約について、ほかに根保証をしている場合には、その根保証のほかに、この保証金額の保証が追加されたものとします。

(別紙第 3 号様式)

法令保証証券（指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品
及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証）

印 紙 (印) 200 円

保証種類（該当に○印）	
○	特 定 保 証
○	根 保 証

権利者

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

平成 年 月 日
証券番号 第 号

義 務 者	住 所	保証金額	保証品目 指定糖 異性化糖等 輸入加糖調製品 とうもろこし でん粉 (該当品目を○で囲むこと)	
	氏 名			
	電話番号			
保証の対象 となる申込 書の内容（特 定保証の場 合のみ記入 します。）	申込書の名称	保証期間	始期 平成 年 月 日 間 終期 平成 年 月 日	
	申込日		(根保証の場合にのみ記載します)	
	申込書受理番号	証 券 作 成 日	証 券 作 成 地	備 考
適用法令	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 8 条 第 3 項、第 14 条第 2 項、第 18 条の 5 第 2 項又は 第 30 条第 2 項			

保証人は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく義務者の納付義務の履行に関し、裏面記載の法令保証基本約款に従うことを約し、本保証証券をもってその証とします。

保証人
住 所
商号又は名称
代表者の氏名

(印)

<ご注意>

- ①この保証証券に保証人の記名・捺印のないものは無効です。
- ②この保証証券を訂正したものは無効です。

法 令 保 証 基 本 約 款

(指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買
差額等の納付に係る保証の特定保証用)

本保証証券記載の保証種類が特定保証の場合に適用されます。

(保証債務の内容)

第1条 保証人は、本保証証券記載の義務者（以下「義務者」といいます。）のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、義務者が本保証証券記載の権利者（以下「権利者」といいます。）に対して負う本保証証券記載の申込書（以下「申込書」といいます。）に係る指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等についての権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額（以下「売買差額」といいます。）又は当該売買差額に係る延納金（以下「延納金」といいます。）の納付義務を納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して売買差額・延納金および当該売買差額に係る延滞金（以下「延滞金」といいます。）を支払う責に任じます。

2 前項に基づき保証人が支払う売買差額は、本保証証券記載の保証金額を限度とします。

(保証債務の消滅)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本保証証券に基づく保証人の債務はすべて消滅するものとします。

- (1) 保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき
- (2) 前条所定の申込書に係る契約が解除されたとき
- (3) 前条所定の売買差額及び延納金（延滞金がある場合にはこれを含みます。）に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき
- (4) 本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき

(保証債務履行の請求)

第3条 権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。

2 権利者が第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には、保証人の書面による事前の承認のある場合を除いては、当該損害額について保証人は保証債務の履行を拒むことができます。

法 令 保 証 基 本 約 款

(指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の根保証用)

本保証証券記載の保証種類が根保証の場合に適用されます。

(保証債務の内容)

第1条 保証人は、本保証証券記載の義務者（以下「義務者」といいます。）のために本保証証券記載の法令に定める担保として本保証証券を発行し、保証期間中に義務者と本保証証券記載の権利者（以下「権利者」といいます。）との間で「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（以下「価格調整法」といいます。）に基づく下記のいずれかに該当する売渡し及び売戻しに係る契約が権利者所定の「通知書（保証証券根保証用）」にて義務者より保証人を当該契約についての保証人とする旨権利者へ通知された上で締結（本保証証券との関係においては、当該契約についての権利者の承諾書記載の作成年月日をもって当該契約が締結されたものとみなします。）された指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等に係る権利者の買入れ価格と権利者の売戻し価格との差額（以下「売買差額」といいます。）又は当該売買差額に係る延納金（以下「延納金」といいます。）の納付義務を義務者が納期限までに履行しなかった場合には、権利者に対し、この約款に従い義務者と連帯して前記納付義務が履行されなかった売買差額・延納金及び当該売買差額に係る延滞金（以下「延滞金」といいます。）を支払う責に任じます。

- (1) 価格調整法第5条第1項に定める売渡し及び価格調整法第8条第1項に定める売戻しに係る契約
- (2) 価格調整法第11条第1項に定める売渡し及び価格調整法第14条第1項に定める売戻しに係る契約
- (3) 価格調整法第11条第2項に定める売渡し及び価格調整法第14条第1項に定める売戻しに係る契約
- (4) 価格調整法第18条の2第1項に定める売渡し及び価格調整法第18条の5第1項に定める売戻しに係る契約
- (5) 価格調整法第27条第1項に定める売渡し及び価格調整法第30条第1項に定める売戻しに係る契約

2 前項に基づき保証人が支払う売買差額は、保証期間中に前項所定の売渡し及び売戻しに係る契約が締結されたすべての指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等を通じて本保証証券記載の保証金額を限度とします。

(保証債務の消滅)

第2条 次の各号のいずれかに該当した場合には、本保証証券に基づく保証人の債務はすべて消滅するものとします。

- (1) 保証人が前条に基づく保証債務をこの約款に従いすべて履行したとき
 - (2) 前条所定の売買差額・延納金（延滞金がある場合にはこれを含みます。）に係る義務者の納付義務が、完納その他の事由によってすべて消滅したとき
 - (3) 本保証証券が権利者より保証人に返還されたとき
- (契約の変更・解除)

第3条 本契約は、権利者の承認を受けた場合を除き、変更又は解除することができないものとします。

2 前項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証人は権利者に権利者所定の様式により、通知することにより直ちに本契約は将来に向かって解除できるものとします。

- (1) 支払の停止若しくは破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始の申立があったとき又は解散したとき
- (2) 義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたとき（権利者に対して義務者以外のものが担保を提供している場合には、当該担保物について強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたときを含みます。）
- (3) 租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (4) 取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 義務者が振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
- (6) 住所変更の届出を怠るなど義務者の責めに帰すべき事由によって、権利者に義務者の所在が不明となったとき

3 第1項にかかわらず、義務者が次の各号のいずれかに該当した場合には、保証人は権利者に権利者所定の様式により、15日前に通知することによって、本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- (1) 第1条所定の納付義務について履行期限に遅滞したとき
- (2) 保証人が保証債務を履行したとき又はその履行を求められたとき
- (3) 義務者と保証人との保証委託取引に係る約定に違反したとき

4 第1項にかかわらず、保証人は権利者に30日前に権利者所定の様式により通知することによって、本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

5 前3項の解除がなされた場合に、解除前に締結がなされた第1条所定の売渡し及び売戻しに係る契約に関する第1条所定の納付義務については、本契約がすべて適用されるものとします。

（保証債務履行の請求）

第4条 権利者は、保証人に対し本契約に基づき保証債務の履行を請求しようとするときは、義務者の第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に、権利者所定の保証債務履行請求書により、本保証証券の写し及び義務者より提出を受けた「通知書（保証証券根保証用）」の写しを添付して保証人に対し告知するものとします。

2 権利者が第1条所定の納付義務の不履行の発生日より90日以内に前項所定の請求をしなかったことにより保証人に損害を与えた場合には、保証人の書面による事前の承認のある場合を除いては、当該損害額について保証人は保証債務の履行を拒むことができます。

(別紙第4号様式)

担 保 提 供 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業機構
理事長 殿

(提供者)

名称

役職

氏名

印

以下のとおり担保を提供します。

☐ 新規担保 ☐ 既存担保の異動・延長 (担保番号)

1 担保額

金 銭	円
-----	---

2 担保の種類

☐ 金銭	☐ 現金 ☐ 振込 (金融機関名 口座番号)
☐ 保証書	保証金融機関名 : 保証書No.
☐ 法令保証証券	保証損害保険会社名 : 保証証券No.
☐ 国債等	☐ 国債 ☐ 地方債 ☐ 金融債 銘柄・種類 : 額面額 : 償還日 :

3 担保提供の目的

独立行政法人農畜産業振興機構との指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品又は指定でん粉等の売渡し及び買戻しの契約に係る担保

(1) 担保の提供区分

☐ 特定担保 (売買申込予定日 :)
☐ 根保証 (保証期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日)

(2) 担保の提供品目

☐ 指定糖 ☐ 異性化糖等 ☐ 輸入加糖調製品 ☐ とうもろこし ☐ でん粉

4 金銭担保を売買差額に充当する場合

☐ 上記金銭は、当該契約に係る指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品若しくは指定でん粉等の輸入許可書等を提出したとき又は国内産異性化糖の改定を行ったとき、売買差額に充当してください。

(注1) 該当事項にチェックを入れること。

(注2) 特定担保 (担保金・預託) の場合は、担保提供書の提出を省略できるものとする。

(別紙第5号様式)

担 保 預 書

平成 年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 印

以下の担保を預かりました。

なお、この担保預書は、申し出に基づき2の金銭担保を売買差額に充当した場合及び2の金銭担保を処分した場合は効力を失います。

1 担保額

金額	円
----	---

2 担保の種類

		担保番号：
☐ 金銭	☐ 現金 ☐ 振込（預託金）	
☐ 保証書	保証金融機関名： 保証書No.	
☐ 法令保証証券	保証損害保険会社名： 保証証券No.	
☐ 国債等	☐ 国債 ☐ 地方債 ☐ 金融債 銘柄・種類： 額面額： 償還日：	

以下のとおり担保の返還を依頼します。

平成 年 月 日

返還する金額（金銭の場合のみ）	
返還先	

注：返還先は、担保金及び国債等については指定の振込口座を、その他の担保は郵送先を記入すること。

担 保 受 領 書

印 紙

平成 年 月 日

上記担保を受領しました。

(受領者)

名称

役職

氏名

印

注：金銭、国債等を受領する場合（金額5万円以上）には、収入印紙を貼付・割印すること。

(別紙第 6 号様式)

振替債担保明細書

銘柄・種類	発券額 (千円)	額面額 (円)	担保価額 (円)	償還日

(別紙第7号様式)

法令保証（指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証）異動承認書

承認日 平成 年 月 日
証券番号 第 号

権利者
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

義 務 者		住所	
		氏名	
		電話番号	
異 動 内 容	異 動 日	平成 年 月 日	
	保 証 期 間 の 変 更	異動後の保証期間終了日 平成 年 月 日	
	保 証 金 額 の 変 更	増減保証金額	
		異動後の保証金額	
	異 動 項 目	異動後の内容	

保証人は上記の異動につき承認します。

<ご注意>

- ① この異動承認書に保証人の記名・捺印のないものは無効です。
- ② この異動承認書を訂正したものは無効です。

異動事由 (該当に○印)	☐	保証期間の延長
	☐	保証期間の短縮
	☐	保証金額の増額
	☐	
	☐	
	☐	
	☐	
原契約の保証金額		
原契約の保証期間		始期 平成 年 月 日 間 終期 平成 年 月 日
承認書作成日		
承認書作成地		
備 考		

保証人

住 所

商号または名称

代表者の氏名 (印)

(別紙第8号様式)

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

通知書（保証証券根保証用）

当社が、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき、平成 年 月 日独立行政法人農畜産業振興機構に申込みを行う下記1の（指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん粉等）の売渡し及び売戻しの契約については、下記2の損害保険会社を保証人とすることを通知いたします。

記

1 受理番号又は輸入申告番号及び数量並びに売買差額

受理番号又は輸入申告番号	数 量	売 買 差 額

2 保証する損害保険会社名

3 () 内の該当事項を○で囲むこと。

- (注) 1 この通知書は、2通提出してください。
2 この通知書は、保証する損害保険会社ごとに提出してください。

(別紙第9号様式)

法令保証（指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証）の解除についての通知書

平成 年 月 日

権利者

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

保証人

住 所

商号又は名称

代表者の氏名 (印)

下記1の保証契約について、法令保証基本約款（指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証の根保証用）第3条第○項第○号の規定に基づき、下記2の日付を以て保証契約を解除する旨、通知します。

記

1	証 券 番 号	
	義 務 者	住所 氏名
	保 証 金 額	
	保証期間満了日	平成 年 月 日
2	保証契約の解除日 平成 年 月 日	

<備考>

義務者が法令保証基本約款第3条第2項又は第3項各号のいずれかの解除事由に該当する場合の補足説明

(1) 解除事由の発生日 平成 年 月 日

(2) 解除事由の内容

通 知 の 受 理 証

上記通知を受理しました。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

<ご注意>

通知の有無・時期についての確認をするために、本通知書・受理証は2部作成し、債権者及び保証人がそれぞれ1部ずつ保管することとします。

(別紙第 10 号様式)

担保返還請求書

金 額		円
-----	--	---

上記金額の返還を請求いたします。

- 1 返還請求する理由
- 2 買入れ及び売戻し承諾書番号
- 3 担保の提供年月日
- 4 返還を請求する額の計算基礎
- 5 返還金振込先

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住 所 (又は所在地)

氏 名 (又は名 称)

印

(別紙第 11－ 1 号様式)

保証債務履行請求書（特定保証の場合）

1 保証事項

(1) 指定糖の買入及び売戻し契約

ア 申込月日 平成 年 月 日

イ 申込書受理番号

ウ 種 類

エ 数 量

オ 売買差額

カ 延納金

(2) 保証金額

(3) 債務者

住所

氏名

2 保証債務履行請求

(1) 指定糖の買入及び売戻し契約

ア 契約締結月日 平成 年 月 日

イ 承諾番号

ウ 履行の対象となる種類、数量、売買差額及び延納金

(ア) 種 類

(イ) 数 量

(ウ) 売買差額

(エ) 延納金

エ 売買差額及び延納金納付期限 平成 年 月 日

(2) 履行請求額

上記の保証債務の履行を請求します。なお、延滞金は、本保証債務履行後別途請求します。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

殿

(注) 異性化糖等の場合は、本文中「指定糖」とあるのを「異性化糖等」と書き替え、
輸入加糖調製品の場合は、「輸入加糖調製品」と書き換え、指定でん粉等の場合は、「指定でん粉等」と書き替える。

(別紙第 11－2 号様式)

保証債務履行請求書（根保証の場合）

1 保証事項

(1) 期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(2) 保証金額

(3) 債務者

住所
氏名

2 保証債務履行請求

(1) 指定糖の買入及び売戻し契約

ア 契約締結月日 平成 年 月 日

イ 承諾番号

ウ 履行の対象となる種類、数量、売買差額及び延納金

(ア) 種 類

(イ) 数 量

(ウ) 売買差額

(エ) 延納金

エ 売買差額及び延納金納付期限 平成 年 月 日

(2) 履行請求額

上記の保証債務の履行を請求します。なお、延滞金は、本保証債務履行後別途請求します。

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

殿

(注) 異性化糖等の場合は、本文中「指定糖」とあるのを「異性化糖等」と書き替え、
輸入加糖調製品の場合は、「輸入加糖調製品」と書き換え、指定でん粉等の場合は、
「指定でん粉等」と書き替える。